

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年6月29日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第 9 号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表建設局の款都市整備部の項中「工事係長」を削る。

第8条総務部の款総務事務センターの項第4号中「料金」の右に「、郵便に関する料金（後納するものに限る。）並びにタクシーの運賃及び料金」を加える。

附 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)